

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">蔵関第 582 号 平成 8 年 7 月 19 日 改正 蔵関第 290 号 平成 9 年 3 月 31 日 改正 財関第 4 号 平成 13 年 1 月 6 日 改正 財関第 722 号 平成 15 年 7 月 11 日 改正 財関第 1289 号 平成 17 年 10 月 13 日 改正 財関第 1207 号 平成 19 年 9 月 20 日 改正 財関第 1439 号 平成 23 年 12 月 27 日 改正 財関第 784 号 平成 28 年 6 月 24 日 <u>改正 財関第 1599 号</u> <u>平成 28 年 12 月 27 日</u> 改正 財関第 1120 号 令和 2 年 12 月 28 日 改正 財関第 929 号 令和 3 年 12 月 21 日 <u>改正 財関第 625 号</u> <u>令和 8 年 5 月 29 日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があったので、<u>令和 8 年 6 月 9 日</u>からこれにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 添</p> <p style="text-align: right;">8 水研第 0688 号 平成 8 年 7 月 10 日</p>	<p>水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">蔵関第 582 号 平成 8 年 7 月 19 日 改正 蔵関第 290 号 平成 9 年 3 月 31 日 改正 財関第 4 号 平成 13 年 1 月 6 日 改正 財関第 722 号 平成 15 年 7 月 11 日 改正 財関第 1289 号 平成 17 年 10 月 13 日 改正 財関第 1207 号 平成 19 年 9 月 20 日 改正 財関第 1439 号 平成 23 年 12 月 27 日 改正 財関第 784 号 平成 28 年 6 月 24 日</p> <p style="text-align: right;">改正 財関第 1120 号 令和 2 年 12 月 28 日 改正 財関第 929 号 令和 3 年 12 月 21 日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があったので、<u>令和 4 年 1 月 1 日</u>からこれにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 添</p> <p style="text-align: right;">8 水研第 0688 号 平成 8 年 7 月 10 日</p>

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>改正 8 水研第 0972 号 平成 8 年 11 月 29 日 改正 8 水研第 1010 号 平成 8 年 12 月 27 日 改正 12 水漁第 3696 号 平成 13 年 1 月 5 日 改正 15 水推第 535 号 平成 15 年 6 月 30 日 改正 17 消安第 6858 号 平成 17 年 10 月 7 日 改正 19 消安第 3952 号 平成 19 年 9 月 19 日 改正 23 消安第 4629 号 平成 23 年 12 月 20 日 改正 27 消安第 6428 号 平成 28 年 6 月 13 日 <u>改正 28 消安第 4107 号</u> <u>平成 28 年 12 月 22 日</u> 改正 2 消安第 4116 号 令和 2 年 12 月 21 日 改正 3 消安第 4806 号 令和 3 年 12 月 15 日 <u>改正 8 消安第 994 号</u> <u>令和 8 年 5 月 19 日</u></p>	<p>改正 8 水研第 0972 号 平成 8 年 11 月 29 日 改正 8 水研第 1010 号 平成 8 年 12 月 27 日 改正 12 水漁第 3696 号 平成 13 年 1 月 5 日 改正 15 水推第 535 号 平成 15 年 6 月 30 日 改正 17 消安第 6858 号 平成 17 年 10 月 7 日 改正 19 消安第 3952 号 平成 19 年 9 月 19 日 改正 23 消安第 4629 号 平成 23 年 12 月 20 日 改正 27 消安第 6428 号 平成 28 年 6 月 13 日 改正 2 消安第 4116 号 令和 2 年 12 月 21 日 改正 3 消安第 4806 号 令和 3 年 12 月 15 日</p>
<p>財務省関税局長 殿 農林水産省消費・安全局長</p> <p>水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、動物検疫所で行っているところです。今般、「<u>水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令</u>」（令</p>	<p>財務省関税局長 殿 農林水産省消費・安全局長</p> <p>水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、動物検疫所で行っているところです。今般、「<u>水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令</u>」（平成</p>

新旧対照表
【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>和8年農林水産省令第13号)が令和8年3月9日付けで公布され、令和8年6月9日から施行されることから、当該水産動物の輸入通関の際における取扱いを下記のとおり改正し、本年6月9日から施行することとしましたので、通関時における御協力方よろしく申し上げます。</p>		<p>28年農林水産省令第3号)が平成28年1月27日付けで公布され、平成28年7月27日から施行されることから、当該水産動物の輸入通関の際における取扱いを下記のとおり改正し、本年7月27日から施行することとしましたので、通関時における御協力方よろしく申し上げます。</p>	
記		記	
1 対象となる水産動物 (省略)		1 対象となる水産動物 (同左)	
水産動物 (省略)	関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号 (省略)	水産動物 (同左)	関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号 (同左)
あかあわび、 うすひらあわび、 とこぶし、 ふくとこぶし	第0307.81号（あわびの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの）の生きているもののうち、 <u>あかあわび、うすひらあわび、とこぶし及びふくとこぶし</u> 第0511.91号の2（その他のもの）のうち、 <u>あかあわび、うすひらあわび、とこぶし及びふくとこぶし</u> のふ化用の卵	とこぶし、 ふくとこぶし、 <u>えぞあわび、</u> <u>くろあわび、</u> <u>まだかあわび、</u> <u>めがいがわび</u>	第0307.81号（あわびの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの）の生きているもののうち、 <u>とこぶし、ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび及びめがいがわび</u> 第0511.91号の2（その他のもの）のうち、 <u>とこぶし、ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび及びめがいがわび</u> のふ化用の卵
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
2・3 (省略)		2・3 (同左)	